



お米の検査について～①残留農薬検査～

当センターでは、安全で安心な学校給食用物資の供給を図るため、年3回学期毎に、お米の検査を実施しています。センター職員が各貯蔵低温倉庫へ出向き、農産物検査法の標準抽出方法により無作為に採取したお米を、外部の公的検査機関に委託しその検査結果を関係市町教育委員会へ報告しています。

検査項目は、①玄米の残留農薬検査 ②玄米のDNA鑑定 ③玄米のカドミウム分析 ④精米の品位分析、鮮度判定、成分分析です。

今回は、残留農薬検査についてご紹介します。



<残留農薬検査について>

農薬が残留した食品を摂取することにより人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づく「食品、添加物の規格基準」において、農作物に残留する農薬の成分である物質の量の限度が決められており、一般に「残留農薬基準」と言われています。

玄米の中で残留農薬が一番残るのは、玄米皮であるヌカ部分です。ガスクロマトグラフ質量分析計などを用いて各農薬が食品衛生法の規格基準値以下であるかを検査します。基準値は各農薬毎に、ppmの単位で設定されています。(1ppmは、1mg/1kg)

また、当センターでは、農薬の項目について年度毎に使用した項目を把握し、それらを一斉定量分析により検査しています。平成30年度米は、下記の68項目でした。検査結果は、年間通して、全項目において基準値以下でした。今後とも、計画的、適切に検査を行い、安全・安心な物資の供給に努めていきます。



「平成30年度産米 残留農薬検査対象農薬68項目一覧」

TPN (クロロタロニル) イソチアニル イプフェンカルバゾン イプロベンホス (IBP)
 イマゾスルフロン イミダクロプリド イミノクタジン イミベンコナゾール エトフェ
 ンプロックス オキサジクロメホン カスガマイシン カルタップ、チオシクラム及びベン
 スルタップ チオファネートメチル、ベノミル キノクラミン (ACN) クロチアニジン ク
 ロメプロップ クロラントラニリプロール ジノテフラン シハロホップブチル ジメタ
 メトリン シメトリン シラフルオフエン スピノサド ダイムロン チアジニル チフ
 ルザミド テブフェノジド テフリトリオン トリシクラゾール バリダマイシン ハ
 ロスルフロンメチル ピラクロニル ピラゾリネート ピリミスルファン ピリミノバツ
 クメチル ピロキロン フィプロニル フェノキサスルホン フェリムゾン フサライド
 ブタクロール ププロフェジン フラメトピル フルトラニル プレチラクロール プロ
 ピリスルフロン プロベナゾール ブロモブチド ペノキススラム ペンシクロン ベン
 スルフロンメチル ベンゾフェナップ ベンゾビシクロン ベンタゾン ペントキサゾン
 ペンフルフェン メタアルデヒド メタゾスルフロン メプロニル MCPB アジムス
 ルフロン カルフェントラゾンエチル シアントラニリプロール シメコナゾール トル
 プロカルブ フルセトスルフロン メソトリオン モリネート